

公益財団法人名古屋産業振興公社可能性トライアル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当地域の企業又は企業団体等（以下「企業」という。）が必要とするプラズマ技術による課題解決又は製品開発等（以下「技術的課題等」という）を支援するため、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「公社」という。）が工業技術振興部産業応用課で、企業から申請を受けて行うトライアル試験（以下「可能性トライアル」という。）について必要な事項を定める。

(可能性トライアルの定義)

第2条 この要綱において、可能性トライアルとは、企業の技術的課題等を解決するため、公社が企業の経費負担に基づき、公社においてトライアル試験を行い、課題の解決に努めるものをいう。又は、公社職員が企業において技術指導を行うものをいう。

(対象企業)

第3条 原則として、プラズマが拓くものづくり研究会の会員とする。

(可能性トライアルの申請)

第4条 可能性トライアルを申請しようとする企業（以下「申請者」という。）は、「可能性トライアル申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）を、公社理事長（以下「理事長」という。）へ提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、諾否を決定のうえ、「可能性トライアル承認書」（様式2）により申請者へ通知するものとする。
- 3 前項の承認を受けた申請者（以下「トライアル企業」という。）が、承認された可能性トライアルの中止を求める場合は、すみやかに理事長に届け出なければならない。

(可能性トライアルの料金)

第5条 可能性トライアルに係る料金（以下「可能性トライアル料」という。）は、1件につき30,000円以上5,000,000円以内とする。

(可能性トライアル料の納入)

第6条 トライアル企業は、可能性トライアル料を期限までに納入するものとする。

- 2 公社は、一旦納入された可能性トライアル料については、第9条に規定される場合を除き、返還しないものとする。

(可能性トライアルの実施期間)

第7条 可能性トライアルの実施期間は、原則として可能性トライアル料の納入期限の翌日から当該年度内で定めるものとする。

(可能性トライアルの実施方法)

第8条 トライアル企業は、可能性トライアルを円滑かつ効果的に実施するために所属する従業者を公社に派遣することができる。

- 2 第1項により派遣された従業者（以下「可能性トライアル従業者」という。）は、公社産業応用課長及びテクニカルコーディネーターの指揮に従って行動し、当該可能性トライアル従業者が引き起こした事故等により公社が重大な損害を受けた場合には、トライアル企業は弁償する義務を負うものとする。

- 3 トライアル企業は、第1項による可能性トライアル従業者の派遣に関し発生する安全管理上必要な一切の行為を、自らの責任において行うものとする。
- 4 トライアル企業は、可能性トライアルに必要な試料等を提供するものとする。ただし、それに要する費用はトライアル企業が負担する。

(可能性トライアルの中止)

第9条 理事長は、天災、その他やむを得ない理由で可能性トライアルの継続が困難となったときは、当該可能性トライアルを中止することができる。

(報告書の作成)

第10条 理事長は、可能性トライアルの終了後、遅滞なくその結果について報告書を作成し、トライアル企業へ提出するものとする。

(結果の取り扱い)

第11条 理事長は、可能性トライアルの結果を、公表又は使用しようとする場合は、事前にトライアル企業の承諾を得るものとする。

(特許を受ける権利)

第12条 公社職員が当該可能性トライアルに関連して独自に発明したとき、産業財産権を受ける権利は、公社職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る産業財産権は、公社が継承するものとする。ただし、当該発明を独自に行ったことについて事前にトライアル企業と協議するものとする。

2 公社職員及び可能性トライアル従業者が当該可能性トライアルにつき共同発明したとき、産業財産権を受ける権利は公社職員及び可能性トライアル従業者が取得するものとし、共同発明の特許出願等については公益財団法人名古屋産業振興公社職員の職務発明等に関する規程に基づいて行うものとする。

3 トライアル企業は、可能性トライアル従業者が可能性トライアルに関連して独自に発明を行い、当該発明を特許出願しようとするときは、当該発明を独自に行ったことについて事前に理事長と協議するものとする。

4 第2項の共同発明をしたときは、共同出願契約を締結する。産業財産権の出願手続き、出願後登録までの諸手続き及び登録後の維持保全に関する一切の手続き（以下、「本手続き」という。）は、トライアル企業が行うものとし、本手続きに係る一切の費用は、トライアル企業が負担するものとする。

5 第2項の共同発明を共同出願し、トライアル企業が産業財産権を実施しようとするときは、新たにトライアル企業と公社の間で実施契約を締結するものとする。

(その他)

第13条 この実施要綱に定めのない事項については、理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。